

総務文教委員会会議録

1. 開催年月日

令和5年 3月14日 開会 10時00分 閉会 11時21分

2. 開催場所

委員会室

3. 出席委員名

柳原英子 西村慎次郎 三宅孝之 柳井一徳
坊野公治 大滝文則

4. 欠席委員名

なし

5. その他の会議出席者

(1) 副議長 荒木謙二

(2) 説明員

副市長	猪原慎太郎	総合政策部長	安東慎吾
総務部長	藤原雅彦	総合政策部次長	岩本展到
総務部次長	西村直樹	総務部参与	岡崎祐一
会計管理者	高木正文	監査委員事務局長	谷みち子
総務課参事	佐藤修	危機管理課長	金政吉伸
税務課長	大山次郎	芳井支所長	梶井克也
美星支所長	藤井義信	企画振興課長補佐	片山直紀
総務課長補佐	西本晴雄	教育長	伊藤祐二郎
教育次長	唐木英規	学校教育課長	米本大樹
文化スポーツ課長	高田知樹	生涯学習課長	成智千恵
学校給食センター所長	立花計志	市立高校事務長	原田恒司
教育総務課長補佐	岡崎直子		

(3) 事務局職員

事務局長 和田広志 次長 藤井隆史

6. 傍聴者

- (1) 議 員 沖久教人、多賀信祥、山下憲雄、三宅文雄、佐藤 豊
- (2) 一 般 0名
- (3) 報 道 1名

7. 発言の概要

委員長（柳原英子君） 皆さんおはようございます。

ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

初めに、副市長のごあいさつをお願いします。

副市長（猪原慎太郎君） 皆さんおはようございます。

昨日からマスクの着用は個人の判断に委ねるということでもありますけれども、それこそもう丸3年マスクをした生活をしてきたことと、何となくというか様子見でついついマスクをしてきてしまったところでもあります。徐々に外すようにしていきたいなと思っております。

3月も中旬となりました。大変暖かい日が続いておりましたが、今日の朝はすごく冷え込んでおります。明日の朝も少し冷え込むというような予報が出ております。本当に温度差が激しいということがありますので、くれぐれもお体にはご自愛をいただきたいと思っております。

それから、今年の春、ちょうどこの時期、杉の花粉の時期なんですけど、例年よりも相当多い花粉が発生して飛んでいるという状況であります。花粉症の方はもう本当にしばらくマスクが必要な時期が続くんだらうと思っております。

それこそ桜の時期が近づいてまいりました。昨日、ちょっとネットで調べてみましたら、井原堤の桜の開花は今のところ3月19日頃と、見頃が3月28日頃といったようなものが出ております。相原公園につきましては、それよりも約1週間ぐらい遅いというようなことでもあります。4月1日、2日に桜の関係のイベントがありますので、ちょうど見頃というか、ちょうどいいタイミングなのかなと思っております。

例年ですと、井原駅の周辺といいますか地場産業振興センターの周辺で産業まつりというのをやっておったんですけれども、ちょっとイベントの見直しをさせていただきまして、産業まつりといったイベントはもう今年はやらないということで、分散型のイベントに変えていこうと、要はコロナの前にそのまま戻すのではなくて、少しイベントのやり方を考えようということで、今年は桜まつり、それから4月2日には井原駅前では得得市、それから商店

街のほうでは新町マルシェ、それからアートループ商店街、市民会館周辺では国際交流の関係のイベントといったことで、分散型のイベントを計画しております。

心配されるのが駐車場なんですけれども、去年は全てのイベントを中止していたにもかかわらず、ものすごく多くの人に来ていただいて本当に大渋滞ということが発生をしました。そういった反省から、観光協会さんのほうでは今年は駐車場の確保を相当増やして対応するといったことをしていただいております。ただ限りがありますので、車の渋滞というのはもう避けられないのかなということも思っているところでもあります。

それから、平櫛田中美術館でありますけれども、建物はもう秋には完成をしとったんですけれども、備品の関係の整備も全て完了をしております。田中苑のリニューアル工事を実施をしておりますけれども、こちらについても竣工検査を受ける段階まで来ているところがあります。あとは、開館を待つばかりといった状況でございます。4月18日、リニューアルオープンの式典を計画をしております。議員の皆様方にはご案内をいたしますので、ぜひご来場いただいて、新しい美術館をゆっくりと見ていただきたいと思いますところでもあります。

そういった中、本日は総務文教委員会を開催いただきました。皆様方におかれましては、何かとご多忙の中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本委員会に付託されております案件でございますが、条例案件が4件、事件案件が2件、そのほか執行部からの報告事項が1件でございます。どうか慎重にご審議をいただきたいと思いますと思っております。

なお、お手元に本定例会報告事項をお配りしております。後ほどお目通しのほうをお願いいたします。本日はどうぞよろしく願いいたします。

〈議長あいさつ〉

〈議案第28号 富士奨学基金条例について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第29号 井原市奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について〉

委員（三宅孝之君） 少し質問させてください。本会議でも説明があったのを聞き漏らしたかもしれませんけど、ちょっとお聞きします。この条例の改正で2分の1を全額にということで、この条例の内容を確認したいところなんですけども、この奨学金は、この前の説明の中で年間10人ほどを見込んでいるということだったと思うんですが、この費用というのは大学とか高校の授業料に関係なく決まった金額なのか、それとも大学や高校、学校に応じた奨学金を貸与しているのか、そのあたりをお聞かせください。

教育次長（唐木英規君） この奨学基金の貸付けにつきましては、区分といたしまして高校生と大学生とに分けております。高校生につきましては月額約1万円、大学生につきましては月額約5万円という形での貸付けとなっております。

委員（三宅孝之君） ありがとうございます。

委員（柳井一徳君） 先ほどの奨学金ですが、奨学金の返還免除についてお伺いをいたします。

この説明でいきますと、大学卒業後に市内に居住する等の返還特例条件というふうにあります。この特例条件というのは具体的には何年井原市に居住しなければならないとか、そういう詳しいものを教えていただきたいです。

教育次長（唐木英規君） この特例要件につきましては、要件といたしまして、まず大学またはこれに相当する学校を卒業後返還期間中、引き続き本市に住所を有するとき、または同期間中、引き続き市内に存する事業所に勤務するときという要件を定めております。この返還期間中、引き続き本市に住所を有するとき、返還期間中、市内の事業所等に勤務するときといいますのが、返還期間を大学卒業後、貸付期間の3倍に相当する期間で返還をしていただくように設定をいたしております。ですから、4年ということですので、3倍ということになりますと12年間で返還、ただ当初の貸付けの開始月が6月からになるので、3年間と言いながら若干3年間より減るというような形になります。その期間、引き続き市内に住所を有するか、もしくは市内に存する事業所に勤務するときは、猶予をして最終的には免除という制度になっております。

委員（柳井一徳君） 詳しくご説明いただきました。貸付期間の3倍ということで、具体的には大学生ですと12年間ということですが、その場合の返還金額は均等で返還をしていくというふうになると思うんですが、例えばボーナスで少し多く支払うというようなことと

いうのは可能なのでしょうか。均等でなければならないというふうになっているのでしょうか。

教育次長（唐木英規君） 基本的には月賦もしくは年賦、半年賦というような返還方法を定めております。

そういった中で、ボーナス月という規定はございません。ただ、繰上償還というような規定は設けております。

委員（柳井一徳君） 繰上償還ということですので、3倍の12年っていうのは若干短くなる可能性も、これは認めているということで認識してよろしいのでしょうか。

教育次長（唐木英規君） この3倍の12年間というのは、返還期間ということで条例の中で定めておりますので、その期間という定め、その期間、市内に住所を有するもしくは市内に存する事業所へ勤務された場合ということで、繰上償還になったからといって、免除の要件が、期間が短縮されるものではございません。

委員（柳井一徳君） 例えば、宝くじがぼんと当たった、月額5万円だから60万円の4年、240万円を借りた。それが1回でもう返せるといった場合でも12年間は居住しなければならないということなんですか。

教育次長（唐木英規君） 規定ではもうそのように規定をいたしております。

委員（柳井一徳君） 分かりました。

委員（三宅孝之君） 市内で、例えば大学で4年行っていて、それで戻ってきて12年間という期間があるんでしょうけども、もし転勤でどこかに移らないといけなかったり、2年で転勤したといった場合は、これは奨学金はどうなりますか。

教育次長（唐木英規君） 定めていきますと、引き続きという条件を付しておりますので、市外へ出られるということになると、猶予であるとか免除であるとかということから該当をしなくなるということでございます。

委員（三宅孝之君） それでは、例えば井原の大きな企業へ勤めとって、大阪のほうに3年後行ってくれと言われたときには、もうその対象じゃなくなるということでよろしいですか。

教育次長（唐木英規君） そのとおりでございます。

委員（三宅孝之君） 今後ですけれども、そのとおりと言われましたけども、そういったところ辺も配慮した条例のそのあたりも、井原に本社があってそういったところの優遇とかも条例の中でもしてほしいなというふうに思います。これは質問ではありません、意見です。

委員（坊野公治君） まず1点、これは富士奨学基金を基にされているという話であります。改正点として、2分の1の返還を全額の返還にということにされてますけれども、こ

れは基金をつくられた企業さんの意向であるという形なのか、それともいい条件のものを使ってくださいということで、執行部というか担当課のほうで考えられたのか、どちらになりますでしょうか。

教育次長（唐木英規君） この基金を活用させていただくに当たりましては、富士ベークライト株式会社様のほうと協議を進めてまいりました。そういった中で、会社のほうのご意向としてそういう形をしてほしいということでございましたので、最終的にこの形にさせていただきます。

委員（坊野公治君） 分かりました。それはもう寄附していただいている企業さんの意向ということで尊重すべきだろうと思います。先ほどの同僚議員さんの質問にも関連するんですが、例えば本社が井原にあって市外に転勤になったときには、それは外れるというのはちょっとどうなのかなと思います。例えば今現在本社が岡山のほうにあって、工場が井原にあるという形でしたら、井原勤務という形で、これは該当になるという形でもよろしいのでしょうか。

教育次長（唐木英規君） 先ほども申し上げましたが、市内の事業所、市内に存する事業所に勤務するときということでございますので、それは該当になると認識しております。

委員（坊野公治君） すいません、ちょっと揚げ足を取るようなんですけど、例えば1年ごとに岡山と井原を行ったり来たりとか、そういうことも企業によっては想定されると思いますので、その辺は少し柔軟な対応をされたほうがいいのかということ、これはもう決まりということであれば申し上げときます。

あともう一点、結婚されて市外に転居された場合、例えば返済期間中、12年という長さであれば、その期間中に男性なり女性なりどちらでも結婚されて市外に転居されるという状況もあると思いますが、そうした場合の対応というのはどういった感じで考えられておりますか。

教育次長（唐木英規君） 対応というのが、その免除の対応ということでよろしいでしょうか。あくまでも要件として住所要件と就労要件ということがございますので、そのいずれかに該当しなくなった場合は、そこで免除はなくなるという認識でございます。

委員（坊野公治君） 例えば、4年制の大学であれば12年という形になると思います。例えば、7年か8年返済した場合に、そこから転居された場合は、そこまでは免除、そこから先はもう返済しなくていいという形なるのかどうか、その辺はいかがですか。

教育次長（唐木英規君） 最終的な要件として、要件を満たしている間は猶予という形で、最終的に全ての要件を満たす、返済期間中3倍に相当する期間、その要件を満たしていれば最終的に免除というような制度になっておりますので、最終的にその要件を満たさなけ

れば、免除の対象からは除外されるというようなことになろうかと思っております。

委員（坊野公治君） であれば、払った金額は返済してくださいという形になりますか。

教育次長（唐木英規君） そのような形になります。

委員（坊野公治君） すいません、しっかり要綱を考えられたほうがいいのかないかなということも思います。プラス、例えば居住実績なんですけれども、実際に居住されているかどうか、例えば住民票が井原市に置かれていて、実際の居住は市外のほうに居住されてるという、あまり考えたくはないんですが、そういったことで免除をずっと続けていくという形もあるかもしれません。例えば、市外に家を建てられてるけど、市内のご両親の家に住民票を残しておいて、そういった形もあるという方、そのような居住実績の後追いついていうのは考えられているか、できるんでしょうか。

教育次長（唐木英規君） 事例的には、議員さんおっしゃるとおり、そういう事例もあるのかもしれないと思います。ただ、先ほどもありましたが、住民基本台帳法で住所地に住民票を置くというような規定もございます。そういった中で、毎年、そういったもので住所確認をさせていただくというような流れになろうかと思っております。ただ、そういった中で実態がないというようなことがあれば、その辺は対象者の方の確認をさせていただく等の手続をさせていただかなければいけないと、そのように考えております。

委員（坊野公治君） 性善説でいかなければしょうがないと思いますので、そのあたりはなるべく注意して見ていただくということをお願いしまして、また先ほど話で出ておりました転勤に関してとか、結婚に対しての住居の異動とか、そういったことに関しては柔軟な対応をお願いしたいなというふうに思っております。

委員（三宅孝之君） すいません、ちなみに令和4年度、3年度はこの奨学金募集は何人だったでしょうか。

教育次長（唐木英規君） 貸付実績を申し上げます。令和3年度が5人、令和4年度が8人となっております。

委員（三宅孝之君） 貸付実績が5人と8人ということで、先ほど言った問題のような奨学金を返還していかなきゃいけない中で、住所を変更していたりとか、もうその対象は外れたという方は把握されておりますか、令和4年度、3年で。

教育次長（唐木英規君） 先ほどの免除要件とは別に貸付要件というようなものもございますが、これにつきましても井原市に住所を有するもしくは保護者、親が住所を有するというものというような形での規定になっておりますが、この3年、4年というか、今までの貸付けの実績の中ではそういった事例はございません。

委員（三宅孝之君） そうですか。ありがとうございます。

副委員長（西村慎次郎君） 実績を、三宅委員と同じような感じになるんですけど、多分、大学生がほぼほぼ利用されているのかなということで、4年後に実際には返還が始まるのかなというところで、もう少し過去に遡って、この制度が始まったぐらいから何人貸し付けてという貸付実績と、返還期間に入っていて、井原市に戻ってこられている人数というのが分かればお願いいたします。

教育次長（唐木英規君） この制度自体が27年に大きく変更いたしております。それまでは基金を活用して貸付制度というのを持っておりましたが、平成27年から一般会計で貸付けを行う制度に変更いたしております。その後、30年度の募集から貸付条件であるとか、定員の撤廃、金額の増額等の改正をいたしておりますが、手元にございますのが27年以降のデータということになります、それでよろしいでしょうか。

副委員長（西村慎次郎君） はい。

教育次長（唐木英規君） それでは、27年以降の貸付実績を申し上げます。

平成27年が5人、28年が5人、29年が2人、30年が7人、元年が6人、令和2年が11人、令和3年が5人、令和4年が8人ということで、延べで49人、うちお二人が高校生というようなことをございます。

実際に返還が始まっておられる方の中で、返還終了された方がもう既にお二人おられます。返還中の者が12人おられます。免除中、猶予中の者が5人というような内訳になっております。

副委員長（西村慎次郎君） 返還中12名のうち5人が、井原市に居住もしくは勤務されてると。

教育次長（唐木英規君） そうですね。

副委員長（西村慎次郎君） 分かりました。

今回の全額免除になる対象者は、令和5年度からこの奨学金の申請をされた方ということで、今借りている方は2分の1という返還はしないといけないという形になりますか。

教育次長（唐木英規君） この拡充の制度につきましては、令和5年度以降に新たに奨学金を借りられる方を対象とするということにいたしております。

副委員長（西村慎次郎君） もう一点、同じような制度で、今年度から若者地元定着奨学金返還支援補助金という制度もあって、日本学生機構から借りている方についても井原市に戻ってきたら上限が54万円、3年間でという制度があるんですけど、そっちの補助金制度を使われてる人は今回の対象にならないんですか。

教育次長（唐木英規君） この貸付条例の特例要件の拡充と、もう一点、先ほど委員さんがおっしゃっていただいた補助金の関係、こちらのほうもあわせてご寄附をいただいた会社

のご意向で拡充をすることとしております。補助金のほうにつきましては、3年間というような形での補助金、月額1万5,000円で3年間という今までの規定になっておりましたが、それを倍の6年間補助するというような拡充を今回あわせてさせていただくように考えております。

副委員長（西村慎次郎君） ありがとうございます。

委員（三宅孝之君） すいません、お話を聞いて、免除というか、5年度からが対象になるっていうことでしたら、例えば昨年、2年前にお借りした方が、これをやめて、また5年で入り直すということはできるのでしょうか。そういったことができるかどうか、お聞きしたんですか、どんなですか。

教育次長（唐木英規君） この貸付金につきましては、併給ということは受けられないという形にしておりますので、今借受けをされている方が、もうその借受けをやめてというか、例えば、今これは井原市の奨学金の貸付制度でございますけども、学生支援機構を受けられておったと、それをやめて新たに井原市の奨学金を借りられるということになれば、新たにというような形になろうかと考えております。

委員（三宅孝之君） ありがとうございます。

委員（大滝文則君） 一、二点お尋ねしますが、富士ベークライトさんからの寄附金ということで、この制度がつけられたということで、大学生ですと月に5万円、年に60万円で、4年間で240万円となると、それを返還しなくてもいいとなると、希望の方が増えるという可能性もあると思うんですけども、そういったことも考慮しながら、これは何年ぐらいいはこの基金で持続可能なのかということ、どういうふうに想定されてますでしょうか。

教育次長（唐木英規君） 今後のほうにつきましては、基金の活用ということで、寄附金のほうを1億円いただいております。その基金の活用という中で、想定といたしましてはこの奨学金の貸付条例を利用して、井原市に帰られるような方を今のところ5人ぐらい、あと先ほども西村副委員長さんがおっしゃっていただいた補助金を活用して、帰られる方を15人程度ということで想定をいたしております。その想定のもとに行きますと、1億円の部分がなくなるということになるのが7年間ぐらいいかなということをおもっております。

委員（大滝文則君） これが周知できたとすると、全額を返さんでもいいんだっただらお借りしようと、返す分があったらちゅうちよもあると思うんですけど、全額返さなくてもいいということになってくると、言い方が悪いけども余裕のある方も借りるということになると、今7年と言われましたけど、想定以上に短期間になる可能性もなきにしもあらずということからすると、基金がなくなった後の想定はどういうふうなされてるでしょう。

教育次長（唐木英規君） あくまでも基金を活用しての拡充ということで、今、制度設計をいたしておりますので、その基金拡充部分に対して基金がなくなった時点では、もう当然拡充部分は廃止するという方向性で今考えております。

委員（大滝文則君） 分かりました。この基金がある間は全額免除、そういうほうはまた戻して2分の1ということなのかどうかですけど、分かりました。

先ほど、坊野委員が言いましたけども、本人確認をするのが、1年ごとに追跡調査されるということですけども、その追跡調査は住民基本台帳のみなのか、それこそしっかりとした裏づけを持った、例えば、先ほども言いましたけども、福山のほうへ実際はいるんだけども井原へ名目的に住所があるというような形のことも考えられると思うんですが、そのあたりの確認方法については厳密に、確実にできるということで想定しているんですか。そのあたりどうでしょうか。

教育次長（唐木英規君） 先ほど申し上げましたが、住民票での確認が第一かなと。あと、この制度を使っていただくに当たって、毎年異動があった場合には届出をしてくださいというような形のものも本人様に対してお願いしておるところでありますので、そういったものを通して確認をやっていきたい、このように考えております。

委員（大滝文則君） 基本的には住民基本台帳ですということですね。

教育次長（唐木英規君） そのとおりでございますし、あとは本人様の届出という形になるかと思っております。

委員（大滝文則君） せっかくの富士ベークさんからのご厚意ですので、公共サービスとして整合性のないことのないようによろしくお願ひしたいと思います。終わります。

委員（三宅孝之君） すいません。貸付対象者の（4）のところで条件があるんですけども、品行方正で学業成績が優秀であるものとあります。ここは学業だけのひとつづくりを目指しているわけじゃない本市にとって、例えば、学業の優秀者というのはどこまで入られるか分からないですけど、新体操で頑張っている子とか、それから陸上で頑張っている子とか、それから野球で頑張っているとか、美術や音楽で頑張っている人とかもいると思うんですけども、これは学業に入りますか、それとも学業というのは学校の5教科なり、そのあたりの成績なんでしょうか、教えてください。

教育次長（唐木英規君） この貸付条例でいきますと、要件といたしまして、成績が優秀な者とありますけども、学業というのが通常の教育課程での5段階というような評価という形になるかと思うんですけども、その5段階での評定の中で平均点が3以上というような形で今規定をいたしております。

委員（三宅孝之君） 大学にせっかく受験して入学しているっていう方は、それなりの学

業成績があるんじゃないかというふうに思うんですが、高校に関してとかも、大学に入られても、自分の本来の学業だけじゃなくて、そういった形で自分の得意とする分野で活躍する、先ほども言いましたように陸上とか野球とかそういったところで。そういった方はなかなか奨学金が受けられないということになります。スポーツとかで自分の得意な分野で大学に入られた方っていうのは、なかなかそういったところの評定というか、学業のところ辺が、そういった評定のところまで行かないところもあると思うんですけど、そういったあたりはどんなでしょうか。

教育次長（唐木英規君） 基準として今現段階で教育課程の5段階での評価3という規定を設けておりますので、現状ではもうその規定でやらせていただくというような形になるかと考えております。

委員（三宅孝之君） もう決まっていることでしたらしょうがないですけど、ぜひいろんなそういった活躍をされている高校生とか大学生のためとか、今ひとつづくりで活躍されている方とか、自分は学業じゃなくてもいろんなところで活躍できるっていう人のためにも、（4）のところ辺をもう少し練っていただきたいなというふうに思う意見を言わせていただきます。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第30号 井原市公民館条例の一部を改正する条例について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第 3 1 号 井原市教育集会所の設置等に関する条例を廃止する条例について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第 3 3 号 井原市過疎地域持続的発展市町村計画（令和 3 年度～令和 7 年度）の変更
について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第 3 4 号 訴えの提起について〉

委員（大滝文則君） この議案が可決した後のスケジュールといたしますか、予定についてはどういうふうになるのでしょうか。

総務部参与（岡崎祐一君） 可決の決をいただきましたら、原告の訴訟代理人の弁護士のほうへ委任をいたしまして、裁判の手續に入ることであります。

委員（大滝文則君） それは当然のことだけでも、大体いつ頃のめどでやるのか、それが例えば、その訴訟を裁判所が受けて、それこそどのぐらいの予定で判決が出て、多分、その後また控訴するのか、控訴しないのかということも含めて、どういうふうな流れになるで

しょう。

総務部長（藤原雅彦君） 先ほど、参与が答弁させてもらいましたとおり、議決後速やかに顧問弁護士を通じて訴状を裁判所のほうに提出いたします。私の経験値からになります。が、訴状を提出しまして約1か月程度は裁判所のほうで審査なりがありますので、それから裁判所のほうからいつという通知があるということです。なので、いつ頃というのはここではちょっとはつきりは申し上げられません。

委員（大滝文則君） 判決を不服として被告が控訴、もしくは市役所が控訴ということになると、相当な期間がかかるという、そういう想定はもう勝訴をして直ちに出ていってもらおうというような解釈で、住民の人は期待があると思うんですけども、そのことについてはどのような予測をされていますか。そこまでは、裁判ですから分かりませんか。

総務部長（藤原雅彦君） 本会議でもお答えさせてもらいましたが、本市に正当性があるということで裁判の訴えを提起させていただいております、仮に、本市の訴えが認められなかった場合につきましては、再度、本市の正当性を引き続き訴えてまいりたいと思います。時期的なものにつきましては、初回の法廷がありまして、3回目ぐらいが判決になろうかと思っております、通常のパターンの話ですが。そこでどういった判決が出るかによりまして、本市の訴えが認められれば、そのまま被告のほうに対応をお願いしたいと思っておりますし、訴えが認められない場合につきましては、本市の正当性を訴えるべく、再度訴えてまいりたいと思います。

委員（大滝文則君） 分かりました。通常は普通財産を個人に貸し付けるということはあまりしないほうがいいんじゃないかというようなことがあるんで。これを教訓に、今後、財産の取扱いについては慎重にやっていただくことをお願いしております。よろしくお願いたします。

総務部長（藤原雅彦君） 今、委員がおっしゃった件の補足になりますが、当初、今貸し付けているのは井原消防署の旧美星分駐所でありまして、貸付け前は普通財産ということで、被告のほうに個人の居住用ということではなく、ワインづくりの拠点という用途で貸付けをしておりました。なんです、実際は資材置場また居住用として利用されているため、本訴えに至ったということでございます。ちょっと補足させていただきます。

委員（大滝文則君） 同じく補足しときますと、ワインづくりをする拠点にするといってもその実態はなかったわけで、要するに架空の法人的なことと認められたということ、それは前市長のときのことでありますから、ぶり返し言いませんけども、市の財産を実質的には個人に貸してあるので、個人のその分については公共性を担保したものであるのが本来の姿ではなかろうかと思うので、よく調査して、もしもそういう問合せがあった場合は、慎重に取り扱

うべきではなかろうかということを行ったわけですので、この件につきましては美星の住民も早く片づけてくださいという声が多いので、しっかりと対応していただきたいということの中で、同じようなことを受けないように、しっかり今後も慎重に進めていただきたいということですのでよろしくお願いいたします。

委員（三宅孝之君） この前の議案審議のときにでも、同僚議員のほうが議会で背景を知らないという状況で議決にはなかなかできないということで、私のほうも詳しいところが分からない中で今、少しずつ見えてきたんですけども、これまでのいきさつで、被告が借りられたのは、大体何年で、借りたことに対して、市のほうが最初にそれじゃいけませんよって言ったのは、どの時期なのか教えていただきたいというふうに思います。

総務部参与（岡崎祐一君） 賃貸借の期間は、平成30年4月2日から令和3年3月31日までの1日がないので約3年間でございます。

それから、令和2年の間に住民からの苦情があったりというようなことがありましたので、用途に即したものにしていきたいというのは申し上げた経緯がございます。

委員（三宅孝之君） ありがとうございます。令和2年に住民苦情があって、それを被告に申し上げたということだったんですけど、何回ぐらいその被告の方に苦情が出ているよ、それはいけませんよということ、市のほう側からこれまでに何度ほど言われたか教えていただきたい。

総務部参与（岡崎祐一君） はみ出しているとか、積みかかっているというようなところに対して対応してくださいというのを申し上げたのは、数が正確ではありませんが、それは数回でございます。使用の実態がワインづくりの拠点でないと、利用されていないというようなことから、そうしていただきたいあるいは期間が終了後においては退去をしていただきたいというようなことの話の中では、あわせてお伝えをしたんですが、回数がちょっとごめんなさい、正確ではございません。

委員（三宅孝之君） ワイン醸造用で借りているのに、それはやっていないということで、明け渡してほしいということは、令和2年からその数回の中でもう言われていたということでしょうか。

総務部参与（岡崎祐一君） 明け渡してほしいというのは、賃貸借期間の終了後、期間中はこのままでは継続はすることはできませんというお話はさせていただいておりましたが、賃貸借期間の契約後にまだおられるという状況がございますので、退去のお話をさせていただいたと。

委員（三宅孝之君） よく分かりました。ありがとうございます。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

委員長（柳原英子君） 以上で議案の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

〈所管事務に関する執行部からの報告〉

〈学校給食費の改定について〉

委員（三宅孝之君） まず、値上率なんですけれども、その値上率が小学校は11.1%と中学校は9.67%なんですけれども、値上率や上がった金額だけ出されてるんですが、価格高騰だと言われていて、その価格高騰がどれだけあったのか、例えば原材料とか光熱費とか、令和3年から令和4年度に比べると、どれだけ率があってこの率になったのかという資料がありますでしょうか。ほかの市町がこれだけ上がっている、値上率はこれだけだと言われても3年から4年のどういうふうな原材料がどれくらい上がっているのか、そういった資料がないと、この値上率っていうのはそうですか終わってしまうんですが、そのあたりの3年から4年の原材料と光熱費の上がり率はどんなでしょうか、ちょっと教えてください。

学校給食センター所長（立花計志君） 値上率についてでございます。

この値上率については、平成26年度からの値上率となっております。給食費については、食材費のみ井原市については保護者から負担をいただいております。給食費については、主食費、牛乳代、副食費の3つでの構成となっております。

小学校についてでございますが、個々の値上率について、主食費については値上率が1.17%、牛乳費については38.25%、副食費については、使用頻度の高い青果物、精肉等の値上率を参考にしております、これが11.6%、それを計算いたしまして、小学校の

全体での値上率が11.11%となっております。

委員（三宅孝之君） 平成26年からのに比べて、値上率を換算されたということで納得いたしました。ありがとうございます。

〈なし〉

〈所管事務調査について〉

委員長（柳原英子君） 本日の所管事務調査事項はございません。

不測の事態により緊急に所管事務調査事項として追加すべきと思われる提案がございましたら、ご発言願います。

〈なし〉

委員長（柳原英子君） 以上で所管事務調査については終わります。

ここで執行部の方にはご退席願いたいと思いますが、何かございましたらお願いします。

副市長（猪原慎太郎君） 終わりに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、慎重にご審議をいただきまして誠にありがとうございました。

今議会を通じていただいております様々なご指摘、ご意見、ご要望につきましては、今後の市政に反映をしていきたいと思っております。

明日からは、2日間、予算決算委員会でございます。引き続き、慎重にご審議をお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

委員長（柳原英子君） 執行部の皆様には大変ご苦労さまでした。

〈執行部退席〉

〈議会への提案について〉

〈執行部に現在までの状況を聞いた後、委員会の回答を協議することに決定。〉

〈その他〉

〈なし〉

〈議長あいさつ〉

委員長（柳原英子君） 以上で総務文教委員会を閉会します。